



商標不登録事由としての他人の名称の著名な略称-自由学園事件

島並, 良

(Citation)

意匠法・商標法[・]不正競争防止法（知的財産法最高裁判例評釈大系 : 小野昌延先生喜寿記念, 2):503-508

(Issue Date)

2009-09

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90002631>



□ 商標—42

商標不登録事由としての他人の名称の著名な略称

— 自由学園事件

最高裁〔二小〕平成17年7月22日判決

〔平成16年（行ヒ）第343号審決取消請求事件〕

〔裁判集民217号595頁，裁時1392号9頁，判時1908号164頁，判タ1189号177頁〕

島 並 良

事実の概要

X（原告・上诉人）は、東京都で中学校，高等学校等を運営する学校法人であり，その名称である「学校法人自由学園」の略称「自由学園」（以下「X略称」という）を教育及びこれに関連する役務に使用している。Y（被告・被上诉人）は神戸市に主たる事務所を置く学校法人であり，名称を「国際自由学園」とするビジネス専修学校の経営主体である。

Yは「国際自由学園」の文字を横書きしてなり，指定役務を「技芸・スポーツ又は知識の教授」等とする商標につき，平成8年4月に登録出願，同10年6月に設定登録を受けた（以下この登録商標を「本件商標」という）。そこでXが，本件商標は自己の名称の著名な略称であるX略称を含むから，商標法4条1項8号（以下単に「8号」という）の規定により商標登録を受けることができないなどと主張し，商標登録の無効審判を請求したところ，特許庁が審判請求不成立の審決を下したので，その取消しを求めたのが本件訴訟である。なおXは，本件商標の無効理由として同条同項10号，15号及び19号の違反も併せて主張しているが，これらについては上告受理申立て理由が排除されたので，以下では省略する。

原審（東京高判平成16年8月31日裁判所ホームページ（東京高裁平16（行ケ）168号））は，①本件商標「国際自由学園」は通常，学校の名称を表示する一体不可分の標章として称呼，観念されるものであること，②X略称「自由学園」が本件商標の指定

役務の需要者である全国に散らばっている学生等との関係ではせいぜい東京都内及びその近郊で一定の知名度を有するに過ぎず、広範な地域において周知性を獲得しているとはいえないこと、を考慮すると、本件商標に接する需要者である学生等が本件商標中の「自由学園」に注意を惹かれ、本件商標がXの一定の知名度を有する略称を含む商標であると認識するとは認めることができないとして、本件商標の8号該当性を否定し請求を棄却した。X上告。

判 旨

破棄差戻し。

「商標法4条1項は、商標登録を受けることができない商標を各号で列記しているが、需要者の間に広く認識されている商標との関係で商品又は役務の出所の混同の防止を図ろうとする同項10号、15号等の規定とは別に、8号の規定が定められていることからみると、8号が、他人の肖像又は他人の氏名、名称、著名な略称等を含む商標は、その他人の承諾を得ているものを除き、商標登録を受けることができないと規定した趣旨は、人（法人等の団体を含む。以下同じ。）の肖像、氏名、名称等に対する人格的利益を保護することにあると解される。すなわち、人は、自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがない利益を保護されているのである。略称についても、一般に氏名、名称と同様に本人を指し示すものとして受け入れられている場合には、本人の氏名、名称と同様に保護に値すると思われる。

そうすると、人の名称等の略称が8号にいう『著名な略称』に該当するか否かを判断するについても、常に、問題とされた商標の指定商品又は指定役務の需要者のみを基準とすることは相当でなく、その略称が本人を指し示すものとして一般に受け入れられているか否かを基準として判断されるべきものといえることができる。

本件においては、前記事実関係によれば、Xは、X略称を教育及びこれに関連する役務に長期間にわたり使用し続け、その間、書籍、新聞等で度々取り上げられており、X略称は、教育関係者を始めとする知識人の間で、よく知られているというのである。これによれば、X略称は、Xを指し示すものとして一般に受け入れられていたと解する余地もあるといえることができる。そうであるとすれば、X略称が本件商標の指定役務の需要者である学生等の間で広く認識されていないことを主たる理由として本件商標登録が8号の規定に違反するものではないとした原審の判断には、8号の規定の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ない。」

解 説

(1) 商標法(以下同じ)4条1項8号は、他人の肖像・氏名・名称・著名略称等を含む商標について、商標登録を受けることができないと規定する。本判決は、この規定の制度趣旨を、当該他人(法人等の団体も含む)の人格的利益の保護にあると理解した上で、略称についても当該他人を指し示すものとして一般に受け入れられている場合には氏名・名称と同様に保護されることを理由に、需要者を人的基準に略称の著名性を判断した原判決を破棄、更なる審理を求めて事案を原審に差し戻したものである。

8号の制度趣旨について、ほぼ同様の体裁を採る(ただし著名略称の規定を欠く)旧法2条1項5号に関する裁判例には、(商品出所)混同の防止であると理解するものもみられた(大判大8・5・27民録25輯913頁,大判大13・12・19民集3巻531頁)。しかし、他人(氏名等の主体)の承諾があれば登録も認められること(同号括弧書き)、登録無効審判請求における除斥期間の適用があること(47条)、そして何より混同防止については別途同条同項15号が置かれていることから、現在では少なくとも自然人の氏名については、当該自然人の人格的利益の保護であるという理解が一般的である(最近の判例として最判平16・6・8判時1867号108頁〔LEONARD KAMHOUT事件〕。立法担当官庁による解説として逐条解説〔第16版〕(2001年)1062頁。学説として小野・概説〔第2版〕(1999年)127頁,田村・商標〔第2版〕(2000年)217頁,網野・商標〔第6版〕(2002年)336頁,小野編・注解商標法上〔新版〕(2005年)227頁〔小野昌延=小松陽一郎〕,横山久芳「レナード・カムホート事件解説」ジュリ1291号(2005年)270頁)。

本判決はこのような従来の制度趣旨理解に沿いつつ、これをさらに法人の略称についても適用したうえで、略称の著名性判断の基準を明示した点に意義がある。

(2) 本判決は、上記のような著名性判断の人的基準を採る前提として、8号の保護法益を自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがない人格的利益であると捉えているので、この点をまず検討する。

自然人の氏名については、最高裁は既に「氏名は、……人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成する」(最判昭63・2・16民集42巻2号27頁)として、法的に保護されることを明らかにしている。ただし、右最判が、氏名を正確に呼称される利益につき、「その性質上不法行為が法上の利益として必ずしも十分に強固なものとはいえないから、他人に不正確に呼称されたからといって、直ちに不法行為が成立するというべきではない。」とす

るほか、下級審裁判例（東京地判平5・11・19判時1486号21頁）でも、婚姻前の旧姓を職業上の通称名として使用する利益が「個人の人格的生存に不可欠なものということとはできない」とされるなど、氏名に関わるあらゆる自律的決定が法的に保護されるわけでは当然ない。そこで学説上は、氏名専用権を中心に、より具体的な権利・利益の内容ごとに保護の在り方が議論されている（齊藤博『人格価値の保護と民法』（1986年、一粒社）61頁、菅原崇「氏名権の侵害」竹田稔＝堀部政男編『新・裁判実務大系（9）名誉・プライバシー保護関係訴訟法』（2001年、青林書院）304頁、五十嵐清『人格権法概説』（2003年、有斐閣）152頁参照）。

他方、自然人以外の団体の名称については、最上級審の判断は見当たらないものの、東京高判平成8年7月24日判時1597号129頁は、「宗教法人の名称も、社会的にみれば、法人を他から識別し特定する機能を有し、同時に、当該法人が宗教法人として尊重される基礎であり、その宗教法人の人格的なものの象徴であって、法人について認めることができる個別的人格権の一つとして、これを自然人の氏名権に準ずるものとして保護されるべきであるから、他人がその名称を無断で使用して、当該宗教法人の人格的利益を違法に侵害するものと認められるときは、人格権である自然人の氏名権に準ずる権利として、その侵害行為の差止めを求めることができる」として、やはり人格的保護の対象になるとした（ただし事案の結論としては保護を否定）。

もっとも、このような氏名・名称に関する諸権利・利益が法的に保護されるとしても、本判決のいうように「自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがない利益」を8号の保護法益と捉えることには無理があるように思われる。というのも、同号はあくまで登録拒絶事由（46条1項1号により、登録無効事由でもある）を掲げているに過ぎず、氏名等の主体は、8号によって自己の氏名等の他人による商標「登録」を阻止できたとしても、それを通じて当該他人の商標「使用」までも禁止できるわけではないからである（もっとも、本判決は「使用する」利益ではなく「使われる」利益という語を用いているので、その趣旨は必ずしも明確ではない。なお、本判決にいう「使われる」を「登録される」と善解する見解として、後掲・横山189頁及び同注3を参照）。もちろん、8号該当性を理由に他人の商標登録を阻止した後、氏名等の主体が自ら商標登録を受ければ（同条同項11号も参照）、その商標権を行使することによって他人の商標使用を禁止することも可能となるが、自己の氏名等を自ら商標登録することを前提として8号の制度趣旨を捉えることは、氏名等が商標として使用されるものであるかどうかを問わず登録拒絶事由としている8号の

建て付けや、また何より同号の保護法益を人格的なものであるとする理解とは相容れない。したがって本判決のように、8号の保護法益を、自己の氏名等を他人に使用されない消極的利益であると捉えることには疑問がある。

では逆に、8号の保護法益を、自己の氏名等を日常生活や事業活動において自ら使用する積極的利益であると捉えることは可能か。とりわけ氏名の自己使用は、個人の自律的存立の基盤であるから、もし他人による商標登録によってそれが阻害されるのであれば、そこに人格価値の毀損を見出すことができよう。しかし、たとえ自らの氏名等を他人に商標登録されても、それを日常生活において、商品・役務の出所識別機能を果たさない態様で自ら使用した場合には、いわゆる「商標的使用（商標としての使用）」に該当せず商標権侵害は成立しない。他方、事業活動において、右機能を果たす態様で自己の氏名等を使用した場合には、26条1項1号によりそもそも商標権の効力が及ばない。つまり自己の氏名等については、他人に商標登録された後もあらゆる局面で自由に使用できるわけであり、氏名等の自己使用の利益を8号の保護法益と捉えることも、やはりできないように思われる。

翻って考えると、8号は商標権という排他的財産権が発生しない事由を定めているのであるから、その制度趣旨は、意に反して、あたかも自己が排他的財産権の主体であるかのように他人に振る舞われてしまうことを未然に防ぐ点にあると考えられる。ここで、排他的財産権の主体であるかのような振る舞いとは、具体的には、(自己以外の)商標の使用への禁止権の行使、使用権の設定(ライセンス)、担保権の設定、権利の譲渡などである。肖像や氏名といった人格の表象(ペルソナ)をこのような営利的活動に供するかどうかは、個人の社会的評価に関わる問題である(例えば、社会的に好ましくない事業へ氏名がライセンスされると、氏名の主体がそのような事業を承認しているかのように誤信されるおそれがある)から、自然人の自律的決定に委ねられるべきであろう。

また法人等の団体は主観的(内面的)な精神活動を営むことはないが、客観化(外面化)された社会的評価に関してはなお「人格」的利益の帰属主体とみることができ(反対、田村・前掲217頁。なお、最判昭39・1・28民集18巻1号136頁参照)、名称そのものを用いた営利的活動については、自然人の場合と同じくやはり団体自身の自律的決定が尊重されるべきである。したがって8号の保護法益は、自然人であれ団体であれ、「自らの氏名・名称等に関して排他的財産権者として活動するかどうかを自律的に決定し、その社会的評価を維持する人格的利益」であると解される。

(3) とはいえ、8号によって維持される社会的評価は、直接の需要者による評価

に限られないから、本判決が略称の著名性判断の人的基準を「教育関係者を始めとする知識人」にまで広げたこと自体は妥当であると解される。

もっとも、X略称のみならず、本件商標に含まれる「自由学園」の部分についても、Xを指し示すものとして一般に受け入れられているかどうかを問題にすべきではなかったか。本件商標「国際自由学園」のうち、X略称と一致する「自由学園」の部分にXを指し示すものとの誤認（この誤認は商品・役務の出所混同とは異なり、商標として使用されていない氏名等についても観念できる）が一般に生じるおそれがないのであれば、Xの社会的評価はそもそも低下するおそれがない。前述のとおりかつての審判決例が旧5号の制度趣旨を混同の防止と捉えていたのは、既に信用を蓄積した登録商標が、単に無名の一人の氏名・名称と同一であることをもって無効とされることを回避するためであった（網野・前掲336頁。なお、田村・前掲218頁以下の問題意識も参照）。15号との棲み分けから、8号についてそのような理解は採り得ないとしても、なお残る同じ懸念を回避するためにも、このような誤認のおそれがある初めて、その出願商標は「他人の」氏名等を含むと解すべきであると思われる（反対、後掲・横山193頁）。

本件において、X略称は教育機関を表す「学園」に一般的な教育方針を示す「自由」を冠したものに過ぎないから、X略称そのものが教育関係者を始めとする知識人の中でよく知られているとしても、なおそのような知識人の中で、本件商標がまさに「Xの」略称を含むと受け止められるおそれがあるのかについては疑問が残る。現に「〇〇自由学園」という名称の団体がY以外にも複数存在することからしても、それらを「他人（X）」の略称を含むと評価することには無理があるように思われるが、本判決を受けた差戻第一審（知財高判平17・12・27裁判所ホームページ（知財高裁平17（行ケ）10613号））は、一般人を基準にX略称の著名性を肯定した上で、この点に触れることなく8号違反を理由に審決を取り消している（その後再開された審判において、本件登録商標は無効とされた（平成18年7月18日審決、同年8月28日同確定））。

■参考文献

長谷川俊明・国際商事法務34巻1号25頁（2006年）、松澤幸太郎・月刊高校教育39巻1号98頁（2006年）、長谷川浩二・L & T 31号72頁（2006年）、島並良・平成17年度重要判例解説（ジュリ臨時増刊1313号）284頁（2006年）、横山久芳・判評580号（判時1962号）188頁（2007年）。